平成２６年（フ）第５２号
鹿児島県阿久根市大川8415番地、前住所鹿児島県川内市宮崎町3005番地２
債務者　中野　一秀
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目10番37号
債務者　野崎江里子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1620番地２、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1594番地７
債務者　岩井　祐也
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第６０号
三重県名張市すずらん台西２番町167番地
債務者　松井　清美
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１２７号
三重県いなべ市北勢町阿下喜1429番地１
債務者　髙橋　五月
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
三重県いなべ市大安町門前2437番地３　レイクサイド・ヒル103号室
債務者　佐藤　哲雄
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
三重県四日市市新正１丁目９番４号　アールズコート―207
債務者　芝野　浩也
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
三重県四日市市西坂部町4547　アミティエ四日市405、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町1290番地10
債務者　上野　慎司
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８６６号
京都市下京区富小路通綾小路下る塗師屋町101番地　セントラルハイツ101　５―Ｂ号室
債務者　リ・イズムこと　山下喜代己
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８８３号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町24番地４　オーブ河村302号
債務者　長岡奈緒美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８８８号
京都市伏見区深草稲荷鳥居前町19番地９
債務者　荻野　克司
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８９６号
京都市右京区西院清水町65番地２　ウエストバニヤン202号室
債務者　小西　達男
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８９７号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地16棟208号
債務者　伊吹　和晃
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９０１号
京都府宇治市木幡大瀬戸10番地
債務者　石橋　　一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１７号
京都市下京区尾形町23番地１　朝日プラザ鴨川613号、前住所京都市下京区尾形町17番地崇仁市営住宅Ｗ１―404号
債務者　古川　博之
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２１号
京都市伏見区向島吹田河原町88番地２　藤田マンション202号
債務者　細川　竹次
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２９号
京都府八幡市八幡小松44番地の３　３棟303号
債務者　中野　博樹
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係